

事業完了実績報告書の提出について（令和3年補正サバイバル（車両））

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業（車両の登録）が完了したときには、**補助対象事業の完了日（車両が新規登録された日）から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出**してください。

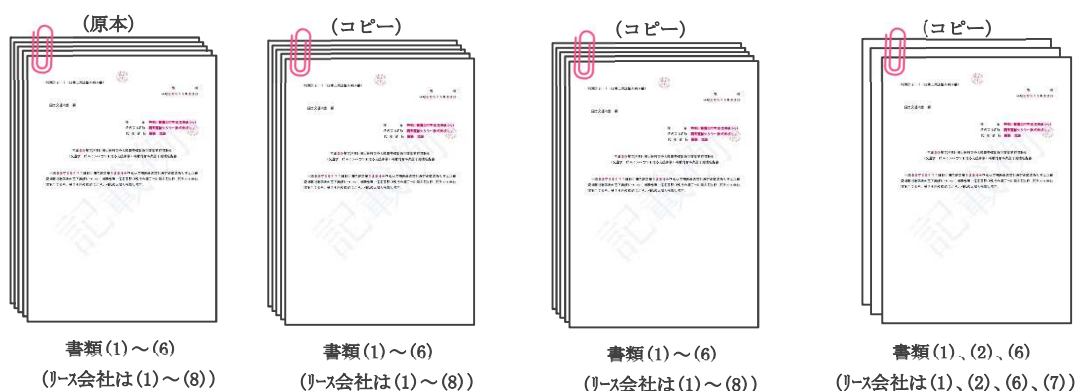
※**補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出**する必要があります。

例1）補助対象事業の完了日：11月1日 → 完了実績報告書の提出期限：12月1日

例2）補助対象事業の完了日：3月20日 → 完了実績報告書の提出期限：4月10日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は**4部（原本1部、コピー3部）**となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち**1部は以下の必要書類のうち(1)、(2)及び(6)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)、(6)及び(7)）のみで構いません。**
- ◆ 提出書類はすべて**A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止め**としてください。



【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業完了実績報告書（様式第4-6）
- (2) 令和3年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業完了実績表（様式第4-6別紙2）
- (3) 補助対象事業に係る自動車検査証の写し
- (4) 補助対象事業に係る請求書の写し（登録番号等、購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体各）及び車名・グレードが確認できるもの）
- (5) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収書の写し等）

- (6) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）支払請求書（様式4-9）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (7) 貸与する車両・船舶の状況（様式第4-6別紙2-2）
(8) 自動車リース契約書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式4-6別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(5)補助対象経費の支払いを証する書面（領収書の写し等）」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」